

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

警察本部庁舎昇降機設備保守委託 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 契約金額

契約に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とすることから、課税事業者にあつては消費税及び地方消費税を含めた金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の昇降機設備管理（運転保守）に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 1 の（3）の期間中において、本件業務の対象となる昇降機（以下「委託設備」という。）が設置されている施設とは別の場所（監視センター等）で、委託設備の故障情報及び稼働状態等を 24 時間監視する（以下「遠隔監視」という。）体制をとることができる者であること。

(6) 平成 31 年 4 月 1 日以降に、委託設備と同一の製作会社によって製作された遠隔監視装置付乗用昇降機の保守点検業務（停止階床数 3 階以上のエレベーターであり、フルメンテナンス契約に限る。）を元請けとして 12 月以上継続して履行した者、若しくは現在履行中であり、その期間が 12 月以上継続する見込みの者であること。

(7) 本件業務の実施にあたり、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 20 第 2 項に規定する昇降機検査資格者（以下「技術者」という。）を配置できる者であること。

(8) 技術者を主たる連絡場所から 1 時間以内に、委託設備が設置されている施設に到着させることができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取県鳥取市東町一丁目 271 番地

鳥取県警察本部警務部会計課庁舎管理係

電 話 0857-23-0110

ファクシミリ 0857-29-3700

電子メール k_tyoushaseibihosa@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

ア 交付期間及び交付時間

令和7年3月14日(金)から令和7年3月17日(月)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月21日(金)午前10時

イ 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

(4) 郵便等による入札

不可

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、1の調達内容(1)業務の名称及び数量及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す委託業務が履行可能であることを確認する書類を、4の(1)の場所に令和7年3月17日(月)午後5時までに持参又は郵送等により提出(ファクシミリ及び電子メールは不可とする)し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、郵便等による場合は、書留郵便もしくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には施設管理調達最低制限価格制度実施要領(平成25年12月16日付201300145029号鳥取県総務部長通知)に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格から最低制限価格までの価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。